



茨 城 県 報

第 1 3 9 6 号

平成14年 9 月 5 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

字の区域の設定 (2件) (地方課)	1
字の区域の変更 (2件) (地方課)	4
介護機関の指定 (厚生指導課)	5
介護機関の廃止 (厚生指導課)	5
救急告示病院の認定 (医療整備課)	6
指定居宅サービス事業者の指定 (3件) (高齢福祉課)	6
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課)	7
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (商業流通課)	7
保安林の指定の解除 (林業課)	9
茨城県沿岸漁業協業化促進補助金交付要項の廃止 (水産振興課)	9
漁業振興対策事業費補助金交付要項の廃止 (水産振興課)	9
(公 安 委 員 会)	
警備員指導教育責任者講習の実施	9
(収 用 委 員 会)	
収用の裁決手続の開始の決定	10
公 告	
落札者等の公示 (道路維持課)	15
都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	15
落札者等の公示 (中央病院)	15
規 程	
(収 用 委 員 会)	
茨城県収用委員会運営規程の一部を改正する規程	16

告 示

茨城県告示第1092号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、荃崎町長から同町内の字の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、平成14年 9 月30日から生ずるものである。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

西大井に設定する区域

- 大井字西ノ山 1592から1594まで、1595の1、1595の3から1595の9まで、1597、1600の1、1600の2
- 大井字西ノ窪 1599の7、1599の8、1601の1から1601の3まで、1606の1、1606の2、1606の4、1606の5、1610の2
- 同字正円塚 1633の2から1633の4まで
- 同字清水頭 1643の2、1643の3、1644の1、1644の2、1645の1、1645の2、1646の1、1646の2、1647の1、1648の1から1648の3まで、1649の1、1649の2、1651の2から1651の5まで、1652の1、1652の2、1652の4から1652の6まで、1652の8から1652の11まで、1669の2から1669の5まで、1704の1から1704の11まで、1705
- 同字池向 1670の1、1670の2、1671の1から1671の3まで、1672、1673の1から1673の7まで、1674の1から1674の3まで、1693の1から1693の5まで、1694の1から1694の4まで、1694の6、1694の7、1696の1から1696の3まで、1697の1、1697の2、1698の1から1698の11まで、1699の1から1699の10まで、1700の1から1700の3まで、1700の5、1700の7、1700の8、1700の10、1701の1から1701の3まで、1702の1から1702の9まで、1703
- 同字大砂 1688、1689の1、1689の2、1690の1、1690の3、1690の5から1690の7まで、1691の1、1691の2、1692の1から1692の5まで、1695の1から1695の6まで、1695の8から1695の12まで
- 同字西ノ原 1707の1から1707の9まで、1707の11から1707の16まで、1707の19から1707の24まで、1709の1から1709の6まで、1709の11から1709の19まで、1710の1から1710の9まで、1710の11から1710の13まで、1710の15から1710の23まで、1710の26から1710の29まで、1710の31から1710の33まで、1710の35、1710の37から1710の39まで、1710の42、1710の54から1710の56まで、1710の59から1710の62まで、1710の65、1710の71から1710の74まで、1710の77、1710の78、1710の80、1710の87、1710の95、1710の96、1710の98から1710の104まで、1710の106、1710の108、1710の115から1710の119まで、1710の122から1710の126まで、1710の128から1710の139まで、1710の141から1710の156まで、1710の160から1710の168まで、1710の170、1710の171、1710の173、1710の178、1710の179、1710の181、1710の183、1710の185、1710の186、1710の189、1710の190、1710の194から1710の200まで、1710の202、1710の204から1710の211まで、1710の213から1710の222まで、1710の224から1710の226まで、1710の229から1710の235まで、1710の240、1710の241、1710の243から1710の256まで、1710の258から1710の262まで、1710の267から1710の301まで、1710の303から1710の314まで、1712の1から1712の3まで、1712の5から1712の8まで、1712の10から1712の28まで
- 同字長峰 1732の1、1732の7、1732の23から1732の36まで、1732の41から1732の43まで、1732の47から1732の50まで、1732の67、1732の71、1732の74、1732の80から1732の82まで、1732の86、1732の87、1732の90、1732の96、1732の97、1732の99から1732の114まで、1732の116
- 同字長沖 1732の9
- 同字上野 1733の1、1733の2、1733の4から1733の24まで、1733の27から1733の31まで、1734の1から1734の4まで、1734の6から1734の8まで、1734の11、1734の12、1734の14から1734の17まで、

1734の23, 1734の24, 1734の26, 1734の28, 1734の29, 1734の31, 1734の32, 1734の34から
1734の37まで, 1734の39から1734の52まで, 1734の55, 1734の57から1734の65まで, 1734の67
から1734の72まで, 1734の74, 1734の76から1734の79まで, 1734の81, 1734の82, 1734の86か
ら1734の96まで, 1735の 1, 1735の 2, 1735の 4 から1735の10まで, 1735の12から1735の23ま
で, 1735の27, 1735の30, 1735の31

同字三ツ沢 乙190, 乙191の 1, 乙191の 3, 乙192の 1 から乙192の 3 まで, 乙193の 1 から乙193の 5 まで

同字皿窪 丙119の 1, 丙119の 2

樋の沢字上池 235の 1 から235の11まで, 236, 238, 239の 1 から239の 5 まで

菅間字備山 414の 1 から414の 3 まで, 451から456まで, 458から462まで

高崎字木口地 2011から2014まで, 2015の 1, 2015の 2, 2016, 2017, 2019, 2020の 1 から2020の 6 まで,
2021の 1 から2021の 6 まで, 2022, 2023の 1 から2023の 6 まで, 2029の 1 から2029の 5 まで,
2030から2032まで, 2034から2036まで, 2037の 1 から2037の 4 まで, 2037の 6, 2038の 1 から
2038の 3 まで, 2039, 2040の 1 から2040の 3 まで, 2041, 2043, 2044の 1 から2044の 5 まで,
2045

同字木口地大縄場 2024から2026まで, 2027の 1 から2027の 8 まで, 2027の10, 2028の 1 から2028の 9 まで, 2028
の11から2028の18まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

西大井字西ノ山に設定する区域

大井字西の山 1595の10から1595の13まで, 1596

西大井字西ノ窪に設定する区域

大井字西の窪 1599の 1 から1599の 3 まで

同字西ヶ窪 1599の 4

西大井字西ノ原に設定する区域

大井字西原 373の 2, 374の 2, 375の 2

西大井字長峰に設定する区域

大井字長峯 1732の115

西大井字三ツ沢に設定する区域

大井字三ツ澤 乙193の 6

「上記地番は平成14年 6 月26日現在の登記簿による。」

茨城県告示第1093号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、荳崎町長から同町内の字の区域を次のとおり設
定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、平成14年 9 月30日から生ずるものである。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

池向に設定する区域

大井字北沢 1512の 1, 1512の69から1512の73まで, 1512の75, 1512の107

同字池向 1675の 1 から1675の 4 まで, 1675の 6 から1675の21まで, 1675の24から1675の34まで, 1675の36,
1676の 2 から1676の21まで, 1676の23から1676の28まで, 1676の30, 1676の32から1676の34まで,

1677の 1 から1677の12まで, 1677の14から1677の16まで, 1678の 1 から1678の10まで, 1679の 1 ,
1679の 2 , 1679の 4 から1679の 8 まで

同字郷山 1436の13から1436の15まで, 1436の17, 1436の18, 1436の23, 1436の25, 1436の26, 1436の28,
1436の29, 1436の32から1436の34まで, 1436の37から1436の40まで, 1436の42, 1436の44, 1436の
47, 1436の48

樋の沢字中池 224, 226から231まで

同字上池 234の 1 , 234の 2 , 240

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

池向字北沢に設定する区域

大井字北澤 1512の 2 , 1512の 5 , 1512の 6 , 1512の11, 1512の21から1512の27まで, 1512の45から1512の63ま
で, 1512の65, 1512の68, 1512の77から1512の91まで, 1512の95から1512の98まで, 1512の100か
ら1512の102まで, 1512の104から1512の106まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

「上記番地は平成14年 6 月26日現在の登記簿による。」

~~~~~

茨城県告示第1094号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により荃崎町長から同町内の字の区域を次のとおり変更  
する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成14年 9 月30日から生ずるものである。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

樋の沢に変更する区域

大井字池下 1429の 4 , 1435の 1

同字郷山 1436の 1 から1436の 3 まで, 1436の 6 から1436の12まで, 1436の20から1436の22まで, 1436の45,  
1436の46

大井字大砂 1680の 1 から1680の10まで, 1681の 2 から1681の 5 まで, 1682の 1 から1682の 3 まで, 1683の 2 ,  
1684の 1 から1684の20まで, 1684の22から1684の26まで, 1684の28から1684の40まで, 1684の42か  
ら1684の47まで, 1685の 1 から1685の 4 まで, 1686の 1 から1686の 3 まで, 1687の 1 から1687の 7  
まで

同字大井 1842, 1843, 1844の 1 , 1844の 2 , 1845の 1 , 1845の 2 , 1846, 1847

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

樋の沢字池下に変更する区域

大井字池ノ下 1429の 3 , 1432の 3 , 1433の 2 , 1434の 2 , 1435の 2 , 1435の 3

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

「上記地番は平成14年 6 月26日現在の登記簿による。」

~~~~~

茨城県告示第1095号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により荃崎町長から同町内の字の区域を次のとおり変更
する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成14年 9 月30日から生じるものである。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

管間に変更する区域

高崎字木口地 2009, 2010

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

「上記地番は平成14年 6 月26日現在の登記簿による。」

茨城県告示第1096号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0861790038 訪問看護ステーション にしまぎ	取手市戸頭 3 丁目 2 番 8 号	訪問看護	医療法人 西秀 会	平成14年 8 月30日
0870101243 さわやか 介護サービス	水戸市東野町273 - 3	訪問介護	有限会社 オフ イス協栄	平成14年 8 月30日
0870101250 さわやか 居宅介護支援 事業所	水戸市東野町273 - 3	居宅介護支援事業	有限会社 オフ イス協栄	平成14年 8 月30日
0870300597 有限会社 ケアサービス ひだまり	土浦市神立中央 2 丁目 16 - 3	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 ケア サービス ひだ まり	平成14年 8 月30日
0870300738 有限会社 山手健康倶楽 部	土浦市中高津 1 丁目15番 48号	福祉用具貸与	有限会社 山手 健康倶楽部	平成14年 8 月30日
0871200184 介護支援センター ハー トランド	常陸太田市馬場町86	居宅介護支援事業	株式会社 ハリ カ太田店	平成14年 8 月30日
0871700191 ケアサポート K I K I	取手市西 2 - 1 E - 107	訪問介護	有限会社 ソー シャルワーク希 樹	平成14年 8 月30日
0873100770 ごぜんやま総合ケアプラ ンセンター	東茨城郡御前山村野口平 146 - 1	居宅介護支援事業	社会福祉法人 博友会	平成14年 8 月30日
0873600480 訪問介護サービスセンタ ー ファミリー	鹿島郡波崎町土合中央 1 - 6 - 5	訪問介護	有限会社 ファ ミリー	平成14年 8 月30日
0874200264 有限会社 健友リース	結城郡石下町大房715番 地 2	福祉用具貸与	有限会社 健友 リース	平成14年 8 月30日
0870100294 特別養護老人ホーム フ ォレストヴィラ水戸	水戸市全隈町1256 - 7	短期入所生活介護	社会福祉法人 聖蘭会	平成14年 8 月30日

茨城県告示第1097号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

申請(開設)者の名称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	コード	変更等年月日	区分
医療法人社団清仁会	波崎新丸病院	鹿島郡波崎町谷田部11345 - 1	短期入所療養介護, 介護療養型医療施設	-	0813610623	平成14年7月31日	廃止

茨城県告示第1098号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成17年9月4日である。

平成14年9月5日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人財団 県南病院	土浦市大字中1087 - 3

茨城県告示第1099号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成14年9月5日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
特定非営利法人 ファミリー会	グループホームSunふぁみりい	新治郡千代田町稲吉東4丁目1番24号	痴呆対応型共同生活介護	平成14年8月26日

茨城県告示第1100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成14年9月5日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
医療法人社団 双愛会	通所リハビリテーション 雅	稲敷郡茎崎町高崎根田山1008	通所リハビリテーション	平成14年8月23日

茨城県告示第1101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成14年9月5日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社 和香紗	グループホーム 美里	龍ヶ崎市4353番地 1	痴呆対応型 共同生活介護	平成14年 8月28日

茨城県告示第1102号

介護保険法（平成9年法律第126号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条第1項の規定により告示する。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 豊心の会	アクティブライフさかど 居宅介護支援事業所	水戸市字西割4390番	居宅介護支援	平成14年 8月26日

茨城県告示第1103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品常陸大宮店
那珂郡大宮町泉字中村田521 - 6 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第5条第1項）

平成14年 3 月 7 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,000㎡

(変更後) 2,595㎡

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時（年間60日は午後 9 時）

(変更後) 午後 9 時

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時

(変更後) 午前 9 時～午後 9 時

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時

(変更後) 午前 9 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成14年 2 月18日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要
大宮町	特になし

茨城県告示第1104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

石岡ショッピングセンター

石岡市石岡2752 - 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成14年 5 月 9 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（一部、年間80日は午前 9 時）

閉店時刻 午後 9 時（一部午後 8 時）

(変更後) 開店時刻 午前 9 時（年間60日は午前 8 時，一部午前10時）

閉店時刻 午後11時（一部午後 9 時，午後 8 時）

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分（年間80日は午前 8 時30分）～午後 9 時30分

(変更後) 午前 8 時30分（年間60日は午前 7 時30分）～午後11時30分（一部午後 9 時）

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 5 時～午後 9 時

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成14年 4 月17日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
石岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・北側駐車場（駐車場 1 - 1）の使用区画が限定されるよう確実な方法をとる。 ・騒音、並びに照明（車両のライトを含む）に関する苦情があった場合、誠実に対応をする。 ・駐車場におけるアイドリング、不必要なクラクション、ポイ捨て及び集団行為の排除等徹底した対応をする。 ・午後 9 時30分以降に出車する車両の公道までの誘導経路を明確にする。 ・午後 9 時以降に来店する客に対して、店内の出入口の位置及び敷地内の通路等の位置を明確に示す。 ・夜間照明設備の設置（封鎖する箇所が客の目で確認できるように） 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間が深夜におよぶことにより、近隣の住民に迷惑や不安を抱かせることがないように営業をする。 ・北側駐車場は午後 9 時30分以降使用しないように利用制限をし、チェーン等で封鎖するとのことであるが、規制時間前に規制の範囲に駐車した車の出車に配慮が必要と思われる。 ・封鎖する箇所を照明で明るくすることにより、歩行者や自転車の安全が確保される。

茨城県告示第1105号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除する保安林の所在場所
常陸太田市瑞竜町字高野2495番 4
- 2 指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

茨城県告示第1106号

茨城県沿岸漁業協業化促進補助金交付要項（昭和37年茨城県告示第623号）は、廃止する。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1107号

漁業振興対策事業費補助金交付要項（昭和39年茨城県告示第607号）は、廃止する。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 8 号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成14年 9 月 5 日

茨城県公安委員会委員長 篠 原 健 治

1 講習期間

平成14年10月 7 日 (月) から平成14年10月15日 (火) まで (土曜日, 日曜日及び祝日は除く) の 6 日間

2 講習場所

茨城県水戸市緑町一丁目 1 番18号 県立青少年会館

3 受講人員

50名

4 受講資格

- (1) 最近 5 年間に通算して 3 年以上警備業務に従事している者
- (2) 警備員の検定に関する規則に規定する 1 級検定合格者
- (3) 警備員の検定に関する規則に規定する 2 級検定合格後, 1 年以上継続して警備業務に従事している者

5 受講手続

(1) 申込期間

平成14年 9 月17日 (火) から平成14年 9 月24日 (火) まで (「土曜日, 日曜日及び祝日は除く」但し, 定員になり次第締め切る。)

(2) 申込場所

茨城県内の各警察署生活安全課

(3) 申込方法

申込場所に次の書類等を持参すること (郵送による申込は認めない。)

ア 受講申込書のほか

- ・ 最近 5 年間に通算して 3 年以上警備業務に従事している者は, 警備業者等の作成にかかる警備業務従事証明書及び履歴書
- ・ 警備員の検定に関する規則に規定する 1 級検定合格者は 1 級検定合格証の写し
- ・ 警備員の検定に関する規則に規定する 2 級検定合格者は 2 級検定合格証の写し及び警備業者等の作成にかかる警備業務従事証明書

各 2 通

イ 写真 (申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景, 縦 3 センチ, 横 2.4 センチ大) 2 枚

ウ 印鑑

(4) 講習手数料

警備員指導教育責任者講習手数料 (37,000円) は, 茨城県収入証紙により申込時に納入すること。

6 その他

- (1) 講習開始日は, 午前 8 時30分までに受付を終了すること。
- (2) 筆記用具を持参すること。
- (3) 詳細は, 茨城県警察本部生活安全総務課 (029 - 301 - 0110内線3033) へ問い合わせること。

~~~~~  
( 収 用 委 員 会 )

茨城県収用委員会告示第 2 号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので, 公告する。

平成14年 9 月 5 日

茨城県収用委員会

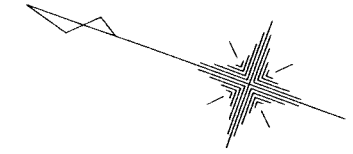
会長 中 井 川 昇 一

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 一般国道125号改築工事及びこれに伴う市道付替工事 (阿見土浦バイパス・茨城県稲敷郡阿見町大字阿見字宮内地内から同県土浦市烏山三丁目地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在, 地番, 地目及び地積等  
別表のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名, 住所及び権利の種類  
別表のとおり

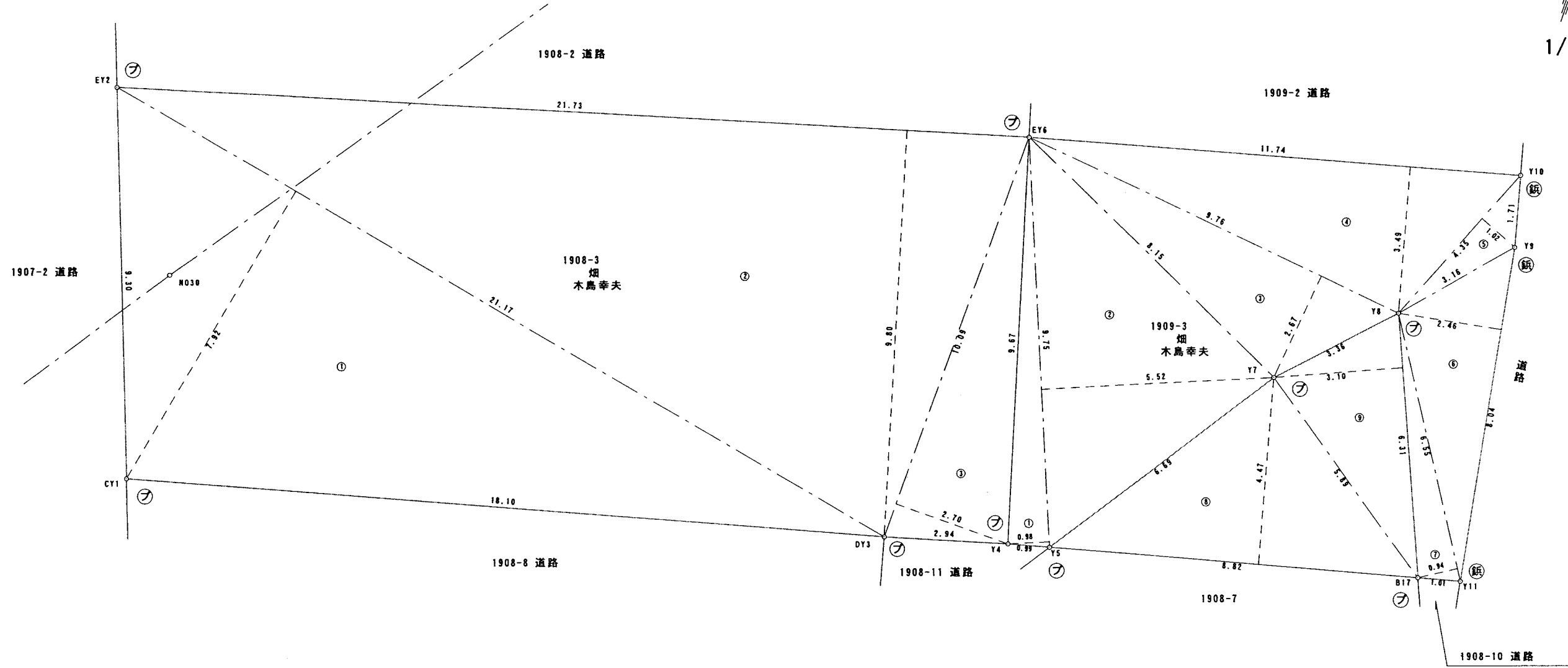


# 実測平面図

土浦市大字烏山字三丁目1908-3地先



1/100



| 地番 | 1908-3 |      | 地目       | 畑 |
|----|--------|------|----------|---|
|    | 収用地    |      |          |   |
| 番号 | 底辺     | 高さ   | 倍面積      |   |
| 1  | 21.17  | 7.92 | 167.6664 |   |
| 2  | 21.73  | 9.80 | 212.9540 |   |
| 3  | 10.09  | 2.70 | 27.2430  |   |
|    |        | 計    | 407.8634 |   |
| 畑  |        | 1/2  | 203.93   |   |

| 地番 | 1909-3 |      | 地目       | 畑 |
|----|--------|------|----------|---|
|    | 収用地    |      |          |   |
| 番号 | 底辺     | 高さ   | 倍面積      |   |
| 1  | 9.75   | 0.98 | 9.5550   |   |
| 2  | 9.75   | 5.52 | 53.8200  |   |
| 3  | 9.76   | 2.67 | 26.0592  |   |
| 4  | 11.74  | 3.49 | 40.9726  |   |
| 5  | 4.35   | 1.02 | 4.4370   |   |
| 6  | 8.04   | 2.46 | 19.7784  |   |
| 7  | 6.55   | 0.94 | 6.1570   |   |
|    |        | 計    | 160.7792 |   |
| 畑  |        | 1/2  | 80.38    |   |
|    | 残地     |      |          |   |
| 8  | 8.82   | 4.47 | 39.4254  |   |
| 9  | 6.31   | 3.10 | 19.5610  |   |
|    |        | 計    | 58.9864  |   |
| 畑  |        | 1/2  | 29.49    |   |

⊕ プラスチック杭

⊙ 鉄

---

**公 告**

---

## 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

## [掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

県単路面再生第14 - 04 - 378 - 0 - 051号 路面性状調査委託一式

土木部 道路維持課 水戸市笠原町978番 6

平成14年 8 月 8 日

ニチレキ株式会社 茨城営業所 茨城県水戸市河和田町3929番地の 1

61,950,000円

随意契約

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令第10条第 1 項第 2 号

## 都市計画の図書の縦覧

古河・総和都市計画用途地域の変更に伴い、古河市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成14年 9 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

用途地域の変更（旭町国道 4 号沿道地区，駅南準工業地区，鴻巣旭ヶ丘南地区）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年 9 月 5 日

茨城県立中央病院長 山 邊 登

## 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県立中央病院医事会計システム一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県立中央病院

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528

3 落札者を決定した日

平成14年 6 月25日

4 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

5 落札金額

2,809,000円 / 月額 (消費税及び地方消費税抜き額)

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成14年 5 月16日

8 落札方式

最低価格

規 程

(収 用 委 員 会)

茨城県収用委員会規程第 1 号

茨城県収用委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年 9 月 5 日

茨城県収用委員会会長 中 井 川 昇 一

茨城県収用委員会運営規程の一部を改正する規程

茨城県収用委員会運営規程 (昭和44年茨城県収用委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表中第11項を第12項とし、第 6 項から第10項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 法第65条の 2 第 7 項の規定による代表当事者の選定の勧告 (法第94条第 6 項 (法第124条第 3 項において準用する場合を含む。) 及び法第138条第 1 項において準用する場合を含む。)

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)